（イ）第４１条

　特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（ａ）新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　 （ｂ）建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

租税特別措置法施行令

　（ｃ）新築されたもの

　　（ｄ）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

（ｅ）新築されたもの

（ｆ）建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

（ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で、

宅地建物取引業者から取得したもの

（ｂ）（ａ）以外住宅用家屋証明書ア）第41条（イ）第42条第１項　　　（ａ）新築されたもの（ｂ）建築後使用されたことのないもの（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋　　　令和 年 月 日 （ハ）新築　がこの規定に該当するものである

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ニ）取得

旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所 |  |
| 申請者の氏名 |  |
| 家屋の所在地 |  |
| 家屋番号 |  |
| 取得の原因（移転登記の場合） |  |
| 備考 |  |

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　下呂市長　　　　　　　　　　　　　　印